

古賀市木造戸建住宅耐震改修工事費補助事業

古賀市では、震災に強いまちづくりを目的に、住宅の耐震化を促進する支援策の一つとして、「古賀市木造戸建住宅耐震改修工事費補助事業」を実施し、耐震改修工事に要する費用の一部に補助金を交付します。

◆事前相談

申請者は、補助金申請をする前に、耐震改修工事を予定している住宅の内容等について市と協議が必要です。

※ 申請前に工事着手された場合は、補助対象となりませんのでご注意ください！

◆補助対象住宅

①～④のすべての要件を満たすものが対象となります。

- ① 古賀市内にある木造戸建住宅
- ② 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て、建築又は工事に着工したもの
- ③ 2階建て以下のもの
- ④ 上部構造評点が建物全体で1.0以上となる耐震改修工事又は1階部分を1.0以上になる耐震改修工事を行うもの

◆補助金の額

耐震改修工事に要する額の10分の2に相当する額で、上限額は30万円/件。

(ただし、市内業者が施工した場合は、10分の3に相当する額で、上限額を45万円/件)

※ 申請が予算の額に達した場合は受付を終了することがあります。

申請前に必ずご相談下さい。



◆事前相談及び問い合わせ先

古賀市役所 都市計画課 開発指導係

TEL : 092-942-1119

ホームページ : <http://www.city.koga.lg.jp/>

FAX : 092-942-3758

※要綱及び様式をダウンロードできます

◇福岡県耐震診断アドバイザー制度のご案内◇

木造戸建住宅耐震改修工事費補助を受けるためには、まず、耐震診断を受けてあなたの住宅の耐震性の有無を確認することが必要となります。

福岡県の『耐震診断アドバイザー制度』では、県主催の講習会を受講し登録された建築士（アドバイザー）が、申請者宅を訪問し耐震診断を行います。お気軽に下記までお問い合わせ下さい。

【対象】昭和56年5月以前に着工された木造戸建て住宅

【費用】1件当たり3,000円

【申込・問い合わせ】派遣事務局（春日市クローバープラザ内・月曜日休館）

TEL : 092-582-8061

裏面もご覧下さい

『古賀市木造戸建住宅耐震改修工事費補助金交付手続の流れ』

